

特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)

ケアリード運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社わかばケアセンターが開設するケアリード（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は介護予防にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具又は指定特定介護予防福祉用具（以下「指定特定福祉用具等」という。）を提供することを目的とする。

(指定特定福祉用具販売の運営の方針)

- 第2条 事業所の専門相談員は、ご利用者様がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、ご利用者様の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、ご利用者様を介護するものの負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の運営の方針)

- 第3条 事業所の専門相談員は、ご利用者様がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、ご利用者様の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者様の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアリード
- ② 所在地 東京都足立区竹の塚1-33-10

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売等」という。）の提供に当たるものとする。

② 専門相談員 常勤換算 2名以上

専門相談員は、指定特定福祉用具販売等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜、日曜、祝日及び、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

（指定特定福祉用具販売等の提供方法）

第7条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、ご利用者様の心身の状況、希望及びの置かれている環境を踏まえるものとする。

- 2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づきご利用者様の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、ご利用者様又はそのご家族の同意を得るものとする。
- 3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、ご利用者様の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書をご利用者様に交付し、十分な説明を行った上で、ご利用者様に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

（取り扱う種目）

第8条 指定特定福祉用具販売等において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分

貸与・販売の選択制対象となる福祉用具

- ① 固定スロープ
- ② 歩行器（歩行車を除く）
- ③ 単点杖（松葉づえを除く）
- ④ 多点杖

（利用料等）

第9条 指定特定福祉用具販売等を提供した場合の販売費用は別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、ご利用者様から次の費用の支払いを受けるものとする。

- ① 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売等を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに100円。
 - ② 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、東京都全域（島しょは実施地域外）の区域とする。

（相談・苦情処理）

第11条 当時業所は、ご利用者様の相談、苦情等に対する窓口を設置し、販売した特定（介護予防）指定福祉用具に係るご利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

（事故発生時の対応）

第12条 ご利用者様に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、区市町村、当該ご利用者様のご家族、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずることとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 ご利用者様に対する指定特定福祉用具販売等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第13条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 ご利用者様に対する指定特定福祉用具販売等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- ① 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ② 区市町村への通知に係る記録
- ③ 苦情の内容等の記録
- ④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第14条 専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社わかばケアセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。